

みんなの補助制度



令和6年4月

小清水町

目次

子どもに関すること	p2-6
奨学金に関すること	p7
高齢者に関すること	p8
予防接種に関すること	p9
介護認定を受けている方に	p10
障害をお持ちの方に	p10-11
ひとり親家庭に	p12
国民健康保険に加入されている方に	p12
農業者の皆さまに	p13
中小企業の皆さまに	p13
商工業者の皆さまに	p14
地域の皆さまに	p14-15
団体で活動されている皆さまに	p15-16
住まいに関すること	p17-20



子どもに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
不妊治療費助成事業	不妊治療を受けているとき	<p>不妊治療の自己負担額に対し町が助成します。</p> <p>【対象となる費用と助成額】</p> <p>○保険を適用した不妊治療（高額医療費適用分を除く） 治療費：1回の治療につき10万円上限</p> <p>○保険適用の不妊治療と併せて行った先進不妊治療 治療費：1回の治療につき3万5千円上限 交通費：移動距離に応じて支給</p> <p>※通算助成回数 1子に対する保険適用上限回数</p>	保健福祉課 子育て支援係 (62)4473
高齢者等タクシー利用料給付事業(妊産婦)	町内の移動にタクシーを利用したとき	<p>妊産婦の方が町内でタクシーを利用した際に、300円のご負担で乗車頂けます。300円を超えた料金分は全額町が助成します。</p> <p>【助成金額】タクシーの運賃300円を超えた料金 年間48枚を限度に利用券を交付</p> <p>【助成対象者】妊婦及び1歳未満の児童を養育する産婦</p>	保健福祉課 子育て支援係 (62)4473
子ども医療給付事業	高校生までのお子さんが病院にかかったとき	<p>生まれてから高校生（18歳になる年度末）までのお子さんの、通院及び入院に係る医療費の一部負担金を助成します。ただし、基本利用料、食事標準負担額、高額療養費及び保険対象外の経費は助成対象外となります。</p>	町民生活課 町民係 (62)4472
未熟児養育医療費給付事業	未熟児のお子さんが入院したとき	<p>未熟児（出生時体重 2,000g以下、体温が摂氏 34 度以下、呼吸器・循環器・消化器系に異常がある場合など）のお子さんの入院に係る医療費及び入院時の食事標準負担額を助成します。（1歳の誕生日の前日まで）</p>	
出産祝金支給事業	お子さんが生まれたとき	<p>【支給対象者】 お子さんを出産された方、またはその配偶者で町内に住民登録があり、半年以上町内に居住している方で、出産日より引き続き100日以上居住している方</p> <p>【支給額】5万円（現金3万円+ギフト2万円相当）</p> <p>【支給時期】出産後100日経過以降</p>	保健福祉課 子育て支援係 (62)4473

子どもに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
出産・子育て応援給付金事業	妊婦届を提出したとき及び出生届を提出したとき	<p>○出産応援給付金</p> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦届を提出した妊婦 <p>【支給額】</p> <p>妊婦1人につき5万円</p> <p>○子育て応援給付金</p> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生した子どもの養育者 <p>【支給額】</p> <p>新生児1人につき5万円</p> <p>※他市町村で既に受給された方は対象となりません。</p> <p>※妊婦届け出時、妊娠7～8ヶ月、新生児訪問での面談とアンケートへの回答、申請手続きが必要です。詳細は、面談時にご説明します。</p>	保健福祉課 子育て支援係 (62)4473
結婚祝金支給事業	39歳以下の方が結婚されたとき	<p>【対象者となる夫婦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻日が令和6年4月1日以降 ・婚姻日現在の年齢が、夫婦ともに39歳以下 ・夫婦のいずれか一方が、婚姻日の半年以上前から在住 ・小清水町に住民登録をして実際に居住し、婚姻後も引き続き居住する意思がある ・夫婦ともに、過去に結婚祝金を受給していない ・結婚新生活支援事業において、10万円以上の助成金を受けた場合は対象外。助成金額が10万円未満又は所得要件により補助事業対象外の場合は、差額分が対象 <p>【支給額】夫婦一組につき10万円（上限額）</p> <p>【申請期限】婚姻日から1年以内</p>	町民生活課 町民係 (62)4472

子どもに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
結婚新生活支援事業		<p>【対象となる夫婦】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻日が令和6年1月1日以降 ・婚姻日現在の年齢が、夫婦ともに39歳以下 ・夫婦の所得金額の合計が500万円未満 ・対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦双方又は一方が住民票に記載され居住 ・夫婦ともに、過去に同事業の補助金を受けていない <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦ともに29歳以下 一組につき60万円（上限額） ・夫婦ともに39歳以下 一組につき30万円（上限額） <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚に伴う住居費 （住宅取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、修繕、増築、改築、設備更新） ・結婚に伴う引越費用 （引越業者または運搬業者へ支払った費用） <p>【申請期限】</p> <p>令和6年4月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>【その他】（事業の継続が承認された場合） 助成額が限度額に満たなかった場合、翌年度に限り前年度差額限度額まで継続申請可能</p>	町民生活課 町民係 (62)4472
交通遺児養育手当	交通遺児の家庭になったとき	<p>父母、またはそのいずれかが交通災害によって死亡したときに、その方に扶養されていた子が、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間で支給します。</p> <p>※ただし、就労している子は含まれません。</p> <p>【補助額】・交通遺児1人つき月額3,000円</p>	町民生活課 住民活動係 (62)4472
準要保護児童生徒就学援助費支給制度	学用品の購入などにお困りのとき	<p>小学校・中学校に通うお子さんを持ち、経済的理由で学用品の購入などにお困りの世帯に、就学費用の一部を援助します。</p> <p>【援助の内容】</p> <p>就学援助（学用品、修学旅行、体育実技用品費など） ※小学校及び中学校に入学する児童生徒の学用品については、入学前に支給します。</p> <p>【認定のしくみ】</p> <p>援助を受けるためには、「準要保護児童生徒」として認定を受けることが必要です。（世帯の状況や所得等により、関係機関と協議のうえ、教育委員会が認定します）</p>	教育委員会 生涯学習課 学校教育係 (62)2310

子どもに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
特別支援教育就学奨励費支給制度	特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの方	<p>小学校・中学校の特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの保護者の方の経済的負担を軽減するため、特別支援学級へ就学するために必要な経費（就学奨励費）を支給します。</p> <p>【支給対象経費】 学用品費、通学用品費など</p> <p>【支給額】 国の補助単価により算出した額の範囲内</p> <p>【支給対象者】 小学校、中学校の特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの町内に住所を有する保護者の方で、一定の要件を満たす方（ただし、就学援助費との重複支給はできません）</p>	教育委員会 生涯学習課 学校教育係 (62)2310
英語検定料補助事業	英語検定を受検されるとき	本町住民であって、日本英語検定協会が実施する英語検定を受検する小・中学生の保護者に対して、検定料の全額を助成します。	
漢字検定料補助事業	漢字検定を受検されるとき	本町住民であって、日本漢字能力検定協会が実施する漢字検定を受検する小・中学生の保護者に対して、検定料の全額を助成します。	
高等学校通学支援事業	オホーツク東学区内の高等学校へ通学するお子さんをお持ちの方	<p>小清水高等学校の閉校に伴い、オホーツク東学区内の高校へ通学する生徒の保護者等を対象に、通学費の一部を支援します。</p> <p>【補助額】</p> <p>公共交通機関利用者 月額5,000円を超える額</p> <p>自家用車利用者 月額5,000円</p> <p>※公共交通機関は、3ヶ月以上定期券の購入を基本とします。</p> <p>【対象者】 小清水町からオホーツク東学区内の高校へ通学する生徒の保護者等（所得制限なし）</p> <p>※他市町の助成制度等の対象となる場合は対象外です。</p>	



奨学金に関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
小清水町奨学金貸付制度	高等学校以上の学校に就学するとき	<p>本町住民のお子さんであって、高等学校以上の学校に就学し学費の支弁が困難な方に就学金費用の一部を無利子で貸付します。</p> <p>※貸付に審査があります。</p> <p>【貸付限度額】 高等学校 月額 10,000円 大学以上 月額 40,000円 （高専、短大、専修学校含む）</p> <p>【償還期限】 学校卒業後10年以内（据置期間1年）</p>	教育委員会 生涯学習課 学校教育係 (62)2310
新規転入者奨学金返納支援	新たに町内に転入、就労した特定資格者が奨学金の返納をするとき	<p>奨学金の貸与を受け就学した方が新たに町内に転入し、特定の資格者として町内の事業所に就労した際に奨学金返還額の一部を助成します。</p> <p>【補助額】 ・返還すべき奨学金の2/3以内（上限36万円/年額）</p> <p>【交付対象期間】 上限5年（4年を経過した年度の属する3月31日まで）</p> <p>【対象者】 ・医療、福祉、介護、保育、幼児教育の有資格者として町内事業所に雇用され、今後も5年以上継続して就労される方 ・日本学生支援機構による奨学金など町長が認める奨学金の返還に対し、免除や他の助成を受けていない方 ・奨学金の返還や町税等に滞納がない方</p>	企画財政課 企画係 (62)4471



高齢者に関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
高齢者等住宅整備助成事業	高齢者の方などが快適で住みよい住宅に改修したとき	【助成額】 世帯全員の所得に応じて支給対象額の 2/3 から 4/4 ※支給対象額の限度額：50 万円 【助成対象者】 おおむね 65 歳以上の高齢者のいる世帯	保健福祉課 福祉介護係 (62)4473
外出支援サービス事業	定期的な町外通院にタクシーが必要になったとき	外出することが困難な高齢者の方に居宅から町外の医療機関等へのタクシー利用料金を助成します。 【助成額】 タクシー運賃の 8 割 【助成対象者】 町内の65歳以上の在宅高齢者の方、及び身体障害者手帳をお持ちの方で、町内の病院にない診療科を受診されている方 (年 12 回往復分 ※介護認定者の方も利用できます。)	
高齢者緊急通報システム事業	健康状態・身体状況など、日常生活に不安のある方	緊急通報用の機器を貸与し、急病や事故等の緊急事態における迅速な救助活動を支援します。 【助成額】 全額助成 【助成対象者】 おおむね 65 歳以上の高齢者世帯	
高齢者等タクシー利用料給付事業	町内の移動にタクシーを利用したとき	高齢者の方が町内でタクシーを利用した際に、300 円のご負担で乗車いただけます。300 円を超えた料金分は全額町が助成します。 【助成額】 タクシーの運賃 300 円を超えた料金 年間 48 枚を限度に利用券を交付 【助成対象者】 70 歳以上の高齢者の方 自動車運転免許証返納者（70 歳未満）	
温泉入湯料給付事業	高齢者の方に入湯招待券（無料）、入湯割引券を交付	【招待券（無料）の交付】 年間 12 枚（70 歳以上の方） 【入湯割引券の交付】 70 歳以上の方	



予防接種に関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
任意予防接種費 助成事業	インフルエンザ・おたふくかぜのワクチンを接種するとき	2ワクチンの接種費用を全額公費で負担します。 【接種対象者】 ・インフルエンザワクチン（健康推進係） 乳幼児～高校生まで ・おたふくかぜ（子育て支援係） 1歳～就学前の幼児	保健福祉課 健康推進係 (62)4480 子育て支援係 (62)4473
New 任意予防接種助成事業	带状疱疹を予防するワクチンを接種するとき	带状疱疹の発症予防・罹患した場合の重症化や後遺症を防ぐことを目的に、ワクチン接種費用の半額を助成します。 【対象者】50歳以上の方 【接種できる医療機関】小清水赤十字病院 【対象ワクチン】 ① 带状疱疹ワクチン 2回接種 ② 水痘ワクチン 1回接種 ※①又は②のどちらかを選択します。	
高齢者予防接種費 助成事業	インフルエンザ・肺炎球菌のワクチンを接種するとき	2ワクチンの接種費用の一部を公費で負担します。 【インフルエンザワクチン】※全額助成 ・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいを持つ方 【肺炎球菌ワクチン】※自己負担額：2,000円 ・65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいを持つ方	保健福祉課 健康推進係 (62)4480



介護認定を受けている方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
介護保険 福祉用具 貸与・購 入サービ ス	福祉用具が 必要となっ たとき	要介護認定を受けた方が生活環境を整えるため、福祉用具を借り上げまたは購入した場合、自己負担割合を除いた額を支給します。 ※限度額：10万円	保健福祉課 福祉介護係 (62)4473
介護保険 住宅改修 サービス	住宅改修が 必要となっ たとき	要介護認定を受けた方が生活環境を整えるため、手すりの取り付け・段差の解消等の住宅を改修した場合、自己負担割合を除いた額を支給します。 ※限度額：20万円	
家族介護 用品支給 費	寝たきり 高齢者の方 等を介護し ているご家 族に対して	介護認定の要介護度3・4・5の寝たきり高齢者の方等を介護しているご家族に対して、オムツなどの介護用品を支給します。 (グループホームなどの施設、一定期間以上の入院を除く) 【助成額】1ヶ月：8,000円まで(所得段階1～3) 1ヶ月：5,000円まで(所得段階4～5) ※超えた分は自己負担となります。	



障がいをお持ちの方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
特定疾患 患者等通 院交通費 助成事業	治療等のた め町外の医 療機関に通 院したとき	特定疾患・指定難病・腎臓機能障がい・精神疾患などの障がいをお持ちの方が、その治療等のため町外の医療機関に通院したときに通院費を助成します。 【JR・航空機・バスを利用した場合】 乗車運賃等相当額 【自家用車・タクシーを利用した場合】 1kmにつき20円で算出した額 【その他の給付費】 宿泊料、証明手数料、付き添い同伴者の費用など	保健福祉課 福祉介護係 (62)4473
補装具 給付費	身体機能を 補完または 代替する用 具が必要に なったとき	【給付する用具】 車イス、補聴器、義肢、装具など 【自己負担】 原則1割負担	

障がいをお持ちの方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
日常生活用具給付事業	日常生活に特殊ベッド等の用具が必要になったとき	重度の障がいをお持ちの方などが日常生活の便宜を図るため、特殊ベッド等の用具の購入に対し支給します。 【給付する用具】 特殊ベッド、特殊便器、紙おむつ、蓄尿袋など 【自己負担】 原則 1 割負担	保健福祉課 福祉介護係 (62)4473
高齢者等タクシー利用料給付事業	町内の移動にタクシーを利用したとき	障がいのある方が町内でタクシーを利用した際に、300円のご負担で乗車いただけます。300円を超えた料金分は助成します。 【助成額】 タクシーの運賃 300円を超えた料金 年間 48枚を限度に利用券を交付 (人工透析患者は年間 96枚限度) 【助成対象者】 身体障害者手帳 1級または 2級の方 療育手帳A 判定の方 精神手帳 1級の方	
温泉入湯料給付事業	障がいのある方に入湯招待券(無料)、入湯割引券を交付	【入湯招待券(無料)の交付】 ①身体障害者手帳の交付を受けた方で、障がいの程度が 1～2級の方は年間 12枚 ②入浴介護が必要とされる重度の心身障がい児(中学生以下で、身体障害者手帳の障がいの程度が 1～2級または療育手帳の障がいの程度が A判定の方)で、家族の申し出があった方は年間 48枚 【入湯割引券の交付】 上記①の方を対象に入湯割引券を交付します。	
通所交通費助成事業	施設等に通所したとき	【バス・JRを利用した場合】 乗車運賃等相当額 【自家用車を利用した場合】 1kmにつき 20円で算出した額	町民生活課 町民係 (62)4472
重度心身障がい者医療費給付事業	通院及び入院したとき	身体障害者手帳 1級・2級及び 3級(内臓障がい)の方と、重度の知的障がい者と判定または診断された方、精神障害者保健福祉手帳 1級の方について、医療費(医療保険適用分)を助成します。原則 1割の自己負担が伴いますが、非課税世帯の場合は自己負担を免除します。 ※精神障害者保健福祉手帳 1級の方は、通院のみ対象です。	



ひとり親家庭に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭の親とお子さんが通院及び入院したとき	母子及び父子家庭における親とお子さんの医療費（医療保険適用分）を助成（母・父については入院及び指定訪問看護のみ）します。 【自己負担】原則 1 割。非課税世帯の場合は自己負担なし。 【給付期間】お子さんが 18 歳（学生は 20 歳）に達するまで	町民生活課 町民係 (62)4472



国民健康保険に加入されている方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
療養費の支給	医療費などを全額自己負担したとき	やむを得ず医療費を全額支払った場合に、後日窓口で申請することで、審査決定後、自己負担分を除いた額を払い戻しします。※補装具代、柔道整復師の施術を受けたときなども対象となります。	町民生活課 町民係 (62)4472
高額療養費の支給	同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき	自己負担額が自己負担限度額を超えたとき、限度額（所得区分により異なる）を超えた分を高額療養費として支給します。 ※該当世帯には、支給申請にかかる案内文書を送付します。	
高額医療高額介護合算療養費の支給	1年間の医療費が高額となった世帯に介護保険受給者がいる場合	医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して限度額（所得区分により異なる）を超えたとき、その超えた分を支給します。 ※該当世帯には、支給申請にかかる申請書を送付します。	
移送費の支給	移送の費用が必要なとき	病気やけがなどのため移動が困難な方が、医師の指示によりやむを得ず入院や転院などをして移送に費用がかかったとき、申請により必要と認められる場合、移送費として支給します。	
出産一時金の支給	出産したとき	国民健康保険に加入している方が出産したとき。 【支給額】 50万円 ※医療機関との契約により直接出産費用に充てることができます。	
葬祭費の支給	亡くなったとき	国民健康保険に加入している方が死亡したとき。 【支給額】 3万円	
短期人間ドック助成事業	人間ドックを受診するとき	国保加入者（30歳以上 75歳未満）の方が町と契約した医療機関で短期人間ドックを受診する際に助成します。 【助成額】 受診費用の8割	



農業者の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
農業機械 共同利用 促進対策 事業利子 補給費 補助金	農業用機械 を共同で購 入したとき	共同利用組織が、農協より融資を受け農業機械等を購入した場合、融資残高に対して一部利子補給します。	産 業 課 農業振興係 (62)4474
農業振興 資金利子 補給事業	農業用施設 の整備など を行った とき	農業を営む方が町内金融機関より融資を受け、農業用施設の整備や家畜導入を行った場合、融資残高に対して一部利子補給します。	
小清水町 新規就農 者支援事 業	新たに農業 経営を開始 するもしく はしたとき	独立・自営業により新たに農業経営を開始する場合、農業経営安定化のための基盤構築を支援します。 【補助の内容】 ・補助金 年60万円 ・補助期間 初回交付年度から5カ年間	



中小企業の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
中小企業 特別融資 利子補給 費補助金	中小企業を 営む方が運 転資金など の融資を受 けたいとき	町内中小企業を経営されている方に対し 運転・設備・近代化資金の貸付を行い、その融資を受けた方に対し、利子の一部（年利 2.2%以内）、及び保証料（当該融資に係る保証料額を上限）の補給を行います。 【融資条件】	産 業 課 商工観光係 (62)4481
中小企業 特別融資 保証料 補給費 補助金		(1)運転資金 10,000 千円以内 (2)設備資金 10,000 千円以内 (3)近代化資金 30,000 千円以内 (4)貸付期間 ①運転資金短期（1 年）長期（3～7年） ②設備資金（10 年以内） ③近代化資金（15 年以内）	

地域の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
ごみステーション設置費補助金	自治会でごみステーションかごを新しく購入するとき	<p>【対象のごみステーションかご】</p> <ul style="list-style-type: none"> 形式 骨組み：鋼鉄製 塗 装：亜鉛製または一般塗装 規格 高さ95cm×95cm×横幅185cm以内 <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入費用の1/2 	町民生活課 住民活動係 (62)4472
新規狩猟免許取得等支援事業	新たに狩猟免許及び銃砲所持許可を取得したとき	<p>新たに狩猟免許及び銃砲所持許可を取得された方に対し、免許等取得関連経費及び猟具等保管設備購入経費の一部を助成します。</p> <p>【助成の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許取得関連経費（申請手数料等） 銃砲所持許可取得関連経費（講習会受講料・申請手数料等） 猟具等保管設備購入経費（ガンロッカー、装弾ロッカー） <p>【助成の金額】1人につき上限額15万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 狩猟免許及び銃砲所持許可取得経費の合計の1/2（上限額5万円） 猟具等保管設備購入経費の1/2（上限額10万円） 	産 業 課 農業振興係 (62)4474



団体で活動されている皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
まちの魅力・元気発信事業	地域特性を活かしたまちづくりを推進するとき	<ul style="list-style-type: none"> 調査研修事業 対象経費の 10/10（限度額 20 万円） まちづくり活動事業 対象経費の 1/2（限度額 100 万円） 初期活動支援事業 対象経費の 10/10（限度額 5 万円） その他特に必要と認められた事業 	企画財政課 企 画 係 (62)4471
資源リサイクル活動に対する奨励金	廃品回収をするとき	資源のリサイクル運動に取り組んでいる団体に対し、回収した資源物に（1 kg当たり 5 円）奨励金を支給します。	町民生活課 住民活動係 (62)4472

☑ 体で活躍されている皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
未来へつなく人づくり事業	生涯学習活動を行うとき	<p>地域の教育力向上のため、生涯学習活動を推進する団体及び個人を対象として、各種事業等の実施に対し費用の一部を補助します。</p> <p>【補助の内容】</p> <p>A) 団体主催にて講師等を招き、学習会や講演会などを開催したいとき</p> <p>①講師の謝礼、交通費等の補助（限度額 15 万円）</p> <p>②社会教育施設等の会場提供（使用料 100%免除）</p> <p>B) 個人が各種研修事業などへ参加したいとき</p> <p>○各種研修事業等の参加に対し旅費を補助</p> <p>道内 5 万円限度</p> <p>道外 10 万円限度</p> <p>○参加負担金 実費</p>	
アスリート、アーティスト養成事業	町外の各種競技大会に出場するとき	<p>芸術、文化、スポーツ活動に取り組む各団体及び個人が管内の予選競技大会等（未勝利者を除く。）を経て、全道、全国、国際大会に出場する際の交通費、宿泊費、参加費などを補助します。</p> <p>〔高校生以下〕</p> <p>町内の小学校・中学校に在学する児童生徒及び他市町村の高校に在学する生徒で、生活の本拠を小清水町に置く町民</p> <p>補助割合：必要経費の2/3以内</p> <p>〔成人〕</p> <p>生活の本拠を小清水町に置く町民</p> <p>補助割合：必要経費の1/3以内</p> <p>道内 3万円限度</p> <p>道外 8万円限度</p> <p>※補助の回数は、年度内2回まで</p>	教育委員会 生涯学習課 社会教育係 (62)2310
	指導員講習等を受講するとき	<p>町内の芸術、文化、スポーツ活動の指導を行うための指導員講習等を町民が受講する際の交通費、宿泊費、参加費、受講料などを補助します。（登録更新は対象外）</p> <p>補助割合：必要経費の1/3以内</p> <p>道内 3万円限度</p> <p>道外 8万円限度</p> <p>※補助の回数は、年度内2回まで</p>	



住まいに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽を設置するとき	合併処理浄化槽の設置に要する費用相当額の一部を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 基準額 105万円の50% ・ 7人槽 基準額 130万円の50% ・ 10人槽 基準額 190万円の50% 	建設課 上下水道係 (62)4475
合併浄化槽設置整備事業排水施設設備資金貸付		上記事業に伴い、排水設備工事費の一部を町が指定する金融機関にて借入を行った場合は、その利子、手数料及び保証料を町が負担します。 【対象借入限度額】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備工事 1件につき 50万円 	
木造住宅耐震改修補助金	木造住宅を耐震改修するとき	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建設された2階建て以下の木造住宅にかかる耐震診断の結果、構造評点が1.0未満で倒壊の危険性があると判断された場合、耐震改修費用の一部を補助します。 【補助額】 ・ 上限額 30万円 ※耐震診断については、北海道による診断制度あり。	建設課 建設係 (62)4475
空家バンク登録住宅改修補助金	空家を購入し改修するとき	空家バンクに登録した空き家を購入し改修する場合、改修費の一部を補助します。 【補助の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業 改修費が50万円以上 ・ 補助額 対象の改修費の1/3（上限額50万円） 	
空家等解体促進事業補助金	空家を解体するとき	空き家を解体する場合、解体費の一部を補助します。 【補助の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業 解体費が50万円以上 ・ 補助額 対象の解体費の1/2（上限額50万円） 	
空家等家財道具撤去費補助金	空家の利活用のために家財道具を処分したとき	空き家を利活用する際に、家財道具の処分を業者へ依頼した場合、処分費の一部を補助します。 【補助内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象 空家バンクに事前登録し、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に家財道具の処分を依頼した場合。 ・ 補助額 対象の処分費の1/2（上限額10万円） 	

住まいに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
民間賃貸住宅等建設促進事業	賃貸住宅等を建設するとき	<p>町が定める規格に準拠した賃貸住宅・社員寮等を町内に建設する場合に、建設費の一部を助成します。</p> <p>【【補助内容】】</p> <p>○新築住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内施工業者による建設 1坪あたり15万6千円 ・町外施工業者による建設 1坪あたり12万円 <p>※上限1,500万円</p> <p>○増改築住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内施工業者による建設 1坪あたり11万7千円 ・町外施工業者による建設 1坪あたり9万円 <p>※上限1,000万円</p> <p>○省エネ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムを屋根等に設置した場合、最大出力値1KWにつき10万円 <p>※上限100万円</p>	企画財政課 企画係 (62)4471
住宅取得費助成事業	新たに住宅を取得したとき	<p>新たに、町内に住宅を取得された方に、取得費の一部を助成します。</p> <p>【補助内容】</p> <p>○新築住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助額 100万円 ・移住者加算 50万円 ・町内施工業者加算 30万円 <p>○中古住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助額 50万円 ・移住者加算 30万円 <p>○省エネ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム最大出力値1KWにつき2万円（上限10万円） ・蓄電池システム設置 10万円 <p>○子育て応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以下のお子さま1人につき 10万円 	

住まいに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
民間賃貸住宅家賃助成事業	新たに賃貸住宅に住まわれたとき	<p>新たに町外から移り住み、民間賃貸住宅に入居された方に、家賃の一部を助成します。</p> <p>【補助の内容】 月額家賃の半分を支給（上限1万円）</p> <p>ただし、下記の方は上限が2万円となります。 町内事業所の医療・福祉・教育関係に就職又は、就職予定の方、小清水町の公共交通事業者に就職又は就職予定の方、新規就農・農業従事者の方</p> <p>※事業所に勤められている方で、事業所から住宅手当を支給されていない方が対象となります。</p>	<p>企画財政課 企画係 (62)4471</p>
固定資産税の減額	住宅をバリアフリー改修したとき	<p>高齢者や障がい者などの居住の安全性と介助を容易にするため、住宅をバリアフリー改修した場合に、その住宅の固定資産税を減額します。</p> <p>【減額割合等】 固定資産税の3分の1を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 100㎡相当分まで ・改修を行った翌年度分のみ ・新築された日から10年以上経過した住宅 ・令和8年3月31日までに改修を行ったもの ・補助金などを除く自己負担が50万円を超える費用を要するもの 	<p>町民生活課 税務係 (62)4479</p>
	住宅耐震改修をしたとき	<p>建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事をした場合に、その住宅の固定資産税を減額します。</p> <p>【減額割合等】 固定資産税の2分の1を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 120㎡相当分まで ・改修を行った翌年度分のみ ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅 ・令和8年3月31日までに改修を行ったもの ・50万円を超える費用を要するもの 	

住まいに関すること

<p>固定資産 税の減額</p>	<p>熱損失防止 (省エネ) 改修等を したとき</p>	<p>窓の改修工事または窓の改修工事と併せて行う床の断熱改修工事等の一定の省エネ改修工事等をした場合に、その住宅の固定資産税を減額します。</p> <p>【減額割合等】 固定資産税の 3 分の 1 を減額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積 120 m²相当分まで ・改修を行った翌年度分のみ ・平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅 ・令和 8 年 3 月 31 日までに改修を行ったもの ・60 万円を超える費用を要するもの <p>〔断熱改修に係る工事費が60万円を超える場合、または断熱改修に係る工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事費と合わせて60万円を超える場合〕</p>	<p>町民生活課 税務係 (62)4479</p>
----------------------	--	---	-----------------------------------



小清水町役場 企画財政課 ☎0152(62)4471

〒099-3698

北海道斜里郡小清水町元町 2 丁目 1 番 1 号

代表 ☎0152(62)2311 FAX 0152(62)4198

e-mail : zaiseigrp@town.koshimizu.hokkaido.jp